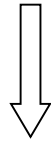


＜未熟児養育医療の申請に必要なもの＞

1. 「養育（未熟児）医療給付申請書」
2. 「養育医療意見書」 ※指定養育医療機関の医師によるもの
3. 市町村民税額を証明する書類



・お子様と生計を一緒にする世帯全員の証明が必要です
(18歳未満の兄弟姉妹で未就業の方を除く)。

(1) 1月～6月申請 前年度分

前年の1月1日に海田町に住所があった方の証明は不要です

(2) 7月～12月申請 今年度分（最新）

今年の1月1日に海田町に住所があった方の証明は不要です

※他の手続き（乳幼児医療の申請や保育所申込等）で提出されたことがある場合は、その旨をお伝えください。

4. 資格確認証 ※お子様の名前が入ったもの
5. マイナンバー（全員分）
6. 遅延理由書（医療開始日から1か月以上経過した後に申請する場合）
※申請はお早めをお願いします。2か月を超えると受理できなくなる場合があります。

【お問い合わせ・書類提出先】

〒736-8601

安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町福祉保健部こども課

TEL (082) 823-9227